

〇〇市（町）

健康増進法担当部署様

令和元年 7月吉日

NPO 法人禁煙推進の会えひめ

会長 松岡 宏

アンケート協力をお願い

拝啓 盛夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、今年7月1日、受動喫煙対策を強化する改正健康増進法の一部が施行されました。この法律では、第一種施設である、学校、病院、行政機関などは、7月1日から敷地内を禁煙とするよう（原則敷地内禁煙）規定しています。屋内の喫煙所は、使えなくなります。屋外喫煙所の設置は容認しますが、あくまで例外扱いで、人事院は、6月に「敷地内禁煙が原則であり、屋外喫煙所の設置は推奨しない」という通知を省庁に出しました。さらに、特定屋外喫煙場所には厳しい規定が設けられています。

当 NPO 法人禁煙推進の会えひめでは、愛媛県内の市町村庁舎の受動喫煙対策がどのようなになっているのかを調査をすることにいたしました。ぜひアンケートにご協力を賜りたくご依頼申し上げます次第です。

ご多忙中誠に恐れいりますが、同封いたしましたアンケート用紙にご記入のうえ、7月末日までにご返送くださいますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

取り急ぎ書面にてお願いまで。

敬具

記

1. 同封書類            アンケート回答用紙一式、返信用封筒

以上

アンケート用紙（当てはまる番号に○をつけてください。カッコは、具体例や数字等をお書きください。） 回答部署：愛媛県（ ）市・町・村（ ）課

担当者；お名前（ ）

1) 改正健康増進法では、今年7月1日から、第一種施設である行政施設は、原則敷地内禁煙と定められています。貴庁舎の受動喫煙対策はどうなっていますか？

- 1 敷地内禁煙（質問6）にお進みください      2 屋内禁煙  
3 屋内に喫煙場所がある      4 その他（ ）

2) 敷地内（屋内）に何か所の喫煙場所がありますか？（ ）か所

3) 「特定屋外喫煙場所」の基準等について知っていますか？

1. 知っている  
2. 知らない

4) 喫煙場所の設置費用はどうされましたか？かかった費用も教えてください。

1. 予算から      2. 寄付（JT、その他（ ））      3. その他（ ）  
費用（ ）万円

5) 今後、喫煙場所から「望まない受動喫煙」を受けたと、苦情が来た場合、どうしますか？

1. 喫煙場所を撤去する。      2. 「吸う人も吸わない人も・・・」と理解を求める  
3. 無視する      4. その他（ ）

6) 改正健康増進法では、義務に違反する場合、指導、勧告、命令等を行い、改善の見られない場合は罰則（科料）が適応されることを知っていますか？

1. 知っている      2. 知らない

7) 行政機関以外の公的施設の禁煙状況はどうなっていますか？

- ◎；敷地内禁煙、○；屋内禁煙、△；区切られた屋内喫煙室あり、×；喫煙対策なし  
・議会棟（ ）・学校（ ）・福祉施設（ ）・娯楽施設（ ）・博物館/資料館（ ）  
・図書館（ ）・保健所（ ）・病院（ ）・競技場（ ）・その他（ ）

8) 医学的には、「喫煙はニコチン依存症と関連する全身疾患」であって、「喫煙者は積極的禁煙治療を必要とする患者」と定義されています。喫煙者の職員に禁煙支援をしていますか？

1. している（具体的に）  
2. していない

7) 貴方（回答者）は、FCTC（世界タバコ規制枠組み条約）を知っていますか？

1. 内容までよく知っている      2. ある程度は知っている  
3. 名前ぐらいは知っている      4. よく知らない      5. 全く知らない

ご協力、ありがとうございました。